

「熊本市新西部環境工場整備及び運営事業」基本協定書に関する意見・質問への回答

【基本協定書】

No	質問事項	対応頁	条	項	意見・質問内容	回答
1	市及び[●]グループの義務	1	2	2	御市の要望事項を尊重したことで、事業費が増加する場合には契約金額を変更していただけるものと理解いたします。	要望の尊重による契約金額の増加は想定していません。
2	特定事業契約の締結	2	5	1	工事請負契約以外に契約は工事請負契約の本契約締結にて効力発生とありますが、SPCの設立等の手続きに関する費用が運営事業者が発生していることから、工事請負契約以外については、仮契約ではなく本契約としていただくことをご検討いただけないでしょうか。	入札説明書及び基本協定書案等に示すとおりとします。
3	特定事業契約の締結	2	5	2	「いずれかの構成企業に次の各号のいずれかの～」とありますが、基本契約書(案)第15条第1項、工事請負契約書(案)第44条の2第1項と同様に本事業に係る入札に限定するものとして頂き、「本事業に係る入札に関して、いずれかの構成企業に次の各号のいずれかの～」として頂けますようお願いいたします。	基本協定書案に示すとおりとします。
4	第5条の期間について	2	5	2	第5条の2における、市が特定事業契約を締結しないことが出来る事由は、基本協定書締結から特定事業契約までの期間に発生した場合と理解して宜しいでしょうか。	当該事由が第10条第1項の有効期間内に発生した場合です。
5	特定事業契約の締結について	2	5	2	「いずれかの構成企業に次の各号のいずれかの事由が生じたときは・・・」とありますが、これは基本契約書の第15条と同様、本事業に係る入札に関しての場合だと理解して宜しいでしょうか。	No.3の質問回答を参照してください。
6	第6条の賠償金支払いについて	3	6		賠償金支払い義務が発生するのは、基本協定書締結から特定事業契約までの期間に第5号第2項のいずれかに該当したときと理解して宜しいでしょうか。	当該事由が第10条第1項の有効期間内に発生した場合です。
7	談合その他の不正行為にかかる賠償予定	3	6	1	「市は、いずれかの構成企業が前条第2項各号のいずれかに～」とありますが、基本契約書(案)第15条第1項、工事請負契約書(案)第44条の2第1項と同様に本事業に係る入札に限定するものとして頂き、「市は、本事業に係る入札に関して、いずれかの構成企業が前条第2項各号のいずれかに～」として頂けますようお願いいたします。	入札説明書及び基本協定書案等に示すとおりとします。
8	談合その他の不正行為に係る賠償の予定について	3	6	1	本条の規定は、上記質問NO.1同様、本事業に係る入札に関して該当した場合との理解で宜しいでしょうか。	No.3の質問回答を参照してください。
9	本事業契約不調の場合の処理	3	7		議会の議決が得られない等の政治リスクは民間企業にはその責任はないため、当該事態が生じた場合には、運営事業者の設立費用及び維持費用について御市の負担とさせていただきます。	基本協定書案に示すとおりとします。
10	秘密保持	4	8		通常の秘密保持条項と同様に、「第三者」には、構成企業の親会社、子会社及び関連会社(以下「関連会社等」)、関連会社の役員、及び従業員、並びに外部のアドバイザー、弁護士、公認会計士、及び税理士、その他法律上の守秘義務を有する専門家は含まない、または但書の場合と類似するものとして、この限りではないと考えてよろしいでしょうか。	構成企業の親会社、子会社、関連会社等への開示は市への承諾を得たうえで行ってください。
11	秘密保持	4	8		「相手方」から開示を受けた時点で、既に公知の情報、既に開示を受けた側が保有していた情報、開示を受けた時点、またはその後開示を受けた側の責任によらずに公知となった情報、または正当な権限を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく開示を受けた情報については、秘密保持義務を負わないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	秘密保持	4	8	1	運営事業者側の技術等のノウハウの根幹に関わる内容が含まれることが想定されますので、開示については事前に運営事業者側の了解を得た上で処置を講じていただきたいと存じます。	基本協定書案に示すとおりとします。

「熊本市新西部環境工場整備及び運営事業」基本契約書に関する意見・質問への回答

【基本契約書】

No	質問事項	対応頁	条	項	号	意見・質問内容	回答
1	事業日程	2	3	3		飛灰の運搬、飛灰の再資源化に係る業務期間は、平成28年3月1日から平成48年3月末までとありますが、建設請負契約書(案)第13条「試運転」7項に記載の「実証試験」はこの業務期間開始後に飛灰の運搬及び再資源化事業者に依頼し実証試験を行うとの理解でよろしいでしょうか。	実証試験は、試運転期間内に実施してください。
2	事業日程	2	3	5		本施設の引渡しが遅れるときは、運営期間の開始日も変更されるとありますが、運営事業期間終了も変更され20年間の運営事業をおこなうとの理解でよろしいでしょうか。	予算措置がとられた場合は、事業期間を変更します。
3	事業日程及び契約金額	2	3	5		運営期間の開始日が遅延した場合、それに伴い運営完了日も変更されるのでしょうか。また、開始日が遅延した原因が民間企業側に無い場合には人件費を含む運営事業者の維持費は御市の負担との理解で宜しいでしょうか。	第1文については、2番の質問回答を参照して下さい。第2文については、市の責めに帰すべき事由による遅延の場合はお考えのとおりです。
4	役割分担	3	5	1	(5)	「民間事業者間の調整は、運営事業者が行う。」とありますが、例えば飛灰運搬企業または飛灰運搬企業と飛灰処理企業間の調整等は、運営事業者に委ねることで合理性を欠くことも想定されます。つきましては、原則は当事者間で調整するものとし、必要に応じて運営事業者が調整を行うものとして頂きますようお願いいたします。	ご質問の場合、運営事業者の判断で飛灰運搬企業と飛灰処理企業の間で自主的な調整に任せることは可能ですが、運営事業者も必要な調整状況のモニタリングや調整への協力は行ってください。
5	運営事業者の支援等	5	10	3	(3)	保険により填補された場合は保証債務累積額に含まれないと読み取れますが、リスクを外部化するために保険に加入する合理性に欠けますので、保険により填補された場合は保証債務累積額に含まれるものとするべきではないでしょうか。	基本契約書案のとおりとします。
6	経営計画等の報告	5	11	1		「運営事業者は、…、翌事業年度の経営計画を前事業年度の8月末までに市に提出しなければならない。」とありますが、より精度の高い計画を提出する為、提出までの期間に余裕をいたさないでしょうか(例えば、第3四半期終了まで)。	基本契約書案のとおりとします。
7	経営計画等の報告	5	11	1		翌事業年度の経営計画書は、全事業年度の8月末までに提出とありますが、当該年度下期の情勢により翌事業年度の経営計画に変更が生じる場合もあります。見直し変更が生じた場合は、年度末までに提出し協議を行うことでよろしいでしょうか。	提出済みの計画書について変更が必要な場合は、お考えのとおりです。
8	民間事業者の計算書類等の提出	6	11	3		毎年度、代表企業他の各契約当事者たる民間事業者に関して、その計算書類等の提出を要求される意図をご教示願います。	財務モニタリングの一環として提出を求めるものです。
9	秘密保持	6	14			「相手方」から開示を受けた時点で、既に公知の情報、既に開示を受けた側が保有していた情報、開示を受けた時点、またはその後に開示を受けた側の責任によらずに公知となった情報又は正当な権限を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく開示を受けた情報については、秘密保持義務を負わないものと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
10	談合その他の不正行為による解除	7	15	2		基本協定書にも同様の条文がありますが、基本協定による賠償金の徴収と本条による賠償金の徴収は重複して徴収されることはないと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
11	事業者間の調整	7	16			民間事業者間の調整内容に運搬業務委託契約書(案)第32条及び飛灰処理委託契約書(案)第32条の(委託者の協議による解除)についても事業者間の調整として想定されているのでしょうか。 市側の判断で解除された場合においては、設備の増設等や運営事業者で追加費用が発生した場合に市側へ費用請求できるものと考えられます。 例えば、委託者の協議による解除により飛灰の再資源化ができなかった場合、飛灰の緊急時排出設備を常用化による費用等や埋め立て処分薬品やフレコン資材等の追加費用が発生します。	第1文については、民間事業者間の調整を求めているものであるため、飛灰運搬企業と市の間及び飛灰処理企業と市の間での調整を求めています。
12	飛灰処理企業の変更に伴う増加費用の負担	8	16	3		飛灰処理企業が飛灰処理委託契約を履行することができなくなり、他の飛灰処理事業者が代替するとき、市に生じる増加費用及び損害は、運営事業者が帰責事由がないときは運営事業者が負担する必要はなく、運営事業者は市に代替事業者を提案するための費用を負担すればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	運営期間中の契約協議及び解除について	8	17	1		民間事業者が契約条件その他の事項につき市殿との協議が必要な場合においても、同様の協議機会を設けられる規定として頂けないでしょうか。	基本契約書案に示すとおりとします。
14	運営期間中の契約協議及び解除	8	17	2		貴市が特定事業契約を解除できる場合として、「民間事業者の責めに帰すべき事由」に加えて、「これに準ずる事由」が掲げられていますが、これは具体的にどのような場合を想定しているのでしょうか。解除は帰責事由がある場合に可能なのが民法の原則であり、これに従えば、「これに準ずる事由」という文言は不要であると思われるので、削除していただけないでしょうか。	「これに準ずる事由」とは、例えば、倒産申立など、純粋に債務不履行といえない場合を意味します。
15	運営期間中の契約協議及び解除	8	17	3		帰責性のない民間事業者は、貴市による解除がなされても、貴市に損害賠償を請求することはできないとされており、しかし、損害の公平な分担からは、帰責性のない事業者のみ費用を負担することは妥当ではなく、貴市、及び帰責性のない事業者数での按分で負担すると変更いただけないでしょうか。	基本契約書案に示すとおりとします。
16	事業停止期間中の損害	8	18			市からの要望依頼により事業者が交代した場合等、運営事業者の責に依らず事業の停止が生じる場合が想定されます。その場合の損害額の請求は免除いただけるものと理解します。	民間事業者側に何らの原因がなく市の要望のみで事業者が交代する場合は、民間事業者側は市に対して損害賠償の義務を負いません。
17	基本契約の有効期間	8	20	1		基本契約は工事請負契約の本契約締結にて効力発生とありますが、SPCの設立等の手続きに関する費用が運営事業者に発生していることから、工事請負契約以外については、仮契約ではなく本契約としていただくことをご検討いただけないでしょうか。	基本契約書案に示すとおりとします。

「熊本市新西部環境工場整備及び運営事業」 工事請負契約書に関する意見・質問への回答

【工事請負契約書】

No	質問事項	対応頁	条	項	号	意見・質問内容	回答
1	総則	1	1	3		「発注者は、その意図する実施設計図書を完成させるため、本件設計に関する指示を～指示に従い本件設計を行わなければならない。」とありますが、ここでいう『意図する実施設計図書』および『指示』とは、(本条第1項に基づき)要求水準書ならびに事業者提案内容を逸脱するものではないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	総則	1	1	14		公共工事標準請負契約書には見られない規定です。不当に本件工事の遂行を拒むことはありませんが、事由を問わず、工事遂行を拒否できないとする規定は修正いただけないでしょうか。	工事請負契約書等のとおりとします。
3	設計に関する指示	1	3			「本件設計に関する指示を受注者の管理技術者に対して行うことができる。」とありますが、指示の時期や内容が不明確であり、頭に「発注者及び受注者にて合意した指示可能な期間内に、既に確定している項目以外に対し、」を追記する等の変更をお願いします。	工事請負契約書等のとおりとします。
4	下請負人の通知	4	7			下請負人の通知が必要な範囲をご教示下さい(例えば、一次下請負のみ)	地元発注に関わる下請負人、及び業務の履行状況の確認が必要等の理由から、特に市が必要と考える下請負人を想定しています。
5	監督員	5	9	2		監督員の職務についての記載に「承諾」がありますが、特記規定の第5条には「確認」となっていることから、「確認」に統一願えませんでしょうか。	原案のとおりとします。
6	管理技術者の配置について	5	9	2		第9条の2で定める管理技術者は現場に常駐する必要は無いと理解して宜しいでしょうか。	建設業法上の常駐義務はありませんが、実施設計に関し疑義が生じた場合に速やかに対応できるような体制を作る必要があります。
7	現場代理人及び主任技術者等について	5	10	2		「着工後は工事現場に常駐し」とありますが、工事の現地着工後という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	工事材料の品質及び検査等	6	13	1		「性能を満たすために十分な品質」とありますが、「性能を満たす品質」と同義であると理解してよろしいでしょうか。	工事請負契約書等のとおりとします。
9	工事用地の確保等	8	16	2		受注者が確保された工事用地の管理を開始する時期について、工事請負契約書(本契約)が締結された後という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	基本設計図書	9	16	2		「基本設計図書等」とありますが、『要求水準書』において作成及び提出は求められていません。ここでいう「基本設計図書」とは『技術提案書』のことと理解してよいでしょうか。	工事請負契約書第1条の2(5)をご参照ください。
11	本件工事の中止	11	20	1		発注者からの中止についての通知についての記載はありませんが、工事再開の通知もあると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	契約期間延長時の費用負担	11	21			受注者の責めに帰すことができない事由により契約期間を延長する場合、延長によって生じた増加費用及び損害は第24条第3項に基づき発注者負担になるのでしょうか、それとも、第29条第4項(不可抗力)に準じた扱いになるのでしょうか。	発注者の請求による契約期間の延長の場合は第22条第3項によることとなります。
13	協議期間	12	23	1		「協議開始の日から14日以内に」とありますが、内容によっては14日以内に協議が整わない可能性も考えられます。「協議開始の日から原則として14日以内に」と理解してよろしいでしょうか。第24条、第30条も同様の理解でよろしいでしょうか。	発注者と受注者が合意のうえ協議期間を延長することは可能です。
14	請負代金額の変更方法等	12	25			法制例の変更に伴う請負代金額の変更について追記していただくをお願いします。(例えば消費税率の変更)	契約期間内に消費税率が変更されたときは、経過措置の内容に従い消費税を支払います。
15	検査及び引渡し	15	31	2		破壊検査においても不適合状況が確認されなかった場合は、復旧費用の請求をさせていただきたくお願いいたします。	工事請負契約書等のとおりとします。
16	部分使用	16	33	1		引渡し前において工作物の全部又は一部の使用が開始された時点から管理責任も市殿にて行うものとさせていただきます。	工事請負契約書等のとおりとします。(引渡前であるので、管理責任は受注者のままとします。)
17	前金払	16	34			前金払いについては年度毎の上限額があるのかご教示下さい。	原則当該年度予算の範囲内とします。特記規定第2条参照
18	前払金	16	34	4		中間前払金の認定につき、発注者の指定する者とは、どのような機関をご予定しておりますでしょうか。また、中間前払金に係る認定の要件は、第2項に定めるものと理解してよろしいでしょうか。	今回の契約では、中間前払金の認定は市が行います。発注者の指定する者を別に置く予定はありません。後段については、第34条第3項に示している保証証書を市に寄託することが要件となります。
19	部分払	18	37	4		破壊検査においても不適合状況が確認されなかった場合は、復旧費用の請求をさせていただきたくお願いいたします。	工事請負契約書等のとおりとします。受注者は破壊検査が必要でないとの発注者を納得させる合理的な説明をする必要があります。
20	部分引渡しに対するかし担保期間	19	38			部分引渡し時点からかし担保期間の起算も開始されるものと理解して宜しいでしょうか。	市に引き渡された部分についてはお考えのとおりです。
21	火災保険等	25	48			受注者が付保する保険については、要求水準書にて貴市のご確認が必要となっておりますが、先の大震災以降、地震保険については、付保が難しい現状があることから受注者の裁量とすることを検討下さい。	工事請負契約書等のとおりとします。
22	火災保険等	25	48	1		「火災保険」「建設工事保険」と保険種目の記載がありますが、これはあくまで例示であり、工事請負業者が工事遂行に必要な保険を付保すればよいという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に従うことを前提に、ご理解のとおりです。
23	債務負担行為に係る契約の特則	26	1	2		各会計年度の支払限度額、出来高予想額を記載する条項が定められていますが、契約書に記載する金額は「予定金額」であり、契約後、発注者と受注者の協議により、変更可能な金額であることを確認させてください。また、第3項に定める支払限度額及び出来高予定額の変更についても、同様に、発注者と受注者の協議により行うものと考えてよろしいでしょうか。	契約時に定める額であり、原則変更は不可です。
24	特記規定(債務負担行為に関する契約の特則)	26	1	3		発注者が出来高予定額を変更できるとありますが、それにより工事費に影響が出る場合には、請負代金額の変更の協議ができるようにご配慮願います。	ご意見として承ります。
25	基本設計図書	27	5	2		「基本設計図書等」とありますが、『要求水準書』において作成及び提出は求められていません。ここでいう「基本設計図書」とは『技術提案書』のことと理解してよいでしょうか。	工事請負契約書第1条の2(5)をご参照ください。

No	質問事項	対応頁	条	項	号	意見・質問内容	回答
26	特許権の実施権及び使用権等	28	6	5		本条で定める著作権の利用の権利及び権限は第7条2で定める利用の範囲に限るものと理解してよろしいでしょうか。	特記第7条は本件工事等の目的物が著作物に該当する場合の規定であり、特記第6条2項は関係ありません。
27	特許権等の実施権及び使用権等	28	7			本件工事等の目的物の所有、及び運営に必要な特許権等の実施権及び使用権の付与については、実施契約において具体的に取決めさせていただくという解釈でよろしいでしょうか？	市と受注者が特許等について別途実施契約を締結することは想定しておりません。
28	成果物	28	7	2	(1)	「成果物」の定義を明確にさせていただくをお願いします。	「成果物」とは、この契約、基本設計図書等に基づき、又はその他この契約に定める業務に関連して受注者が発注者に提出した書類、図面、写真、映像等の総称をいう(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)ものとします。
29	著作権の利用等について	28	7	3	(2)	著作権法第29条第1項とありますが、第20条第1項の誤記でないかどうかご確認ください。	「第29条」は「第20条」の誤記ですので、訂正します。
30	著作権の利用等	29	7	3	(2)	「第29条第1項」とありますが、「第20条第1項」(同一性保持権)と理解してよろしいでしょうか。	「第29条」は「第20条」の誤記ですので、訂正します。
31	特定規定試運転	30	13	1		「飛灰の運搬及び再資源化については、3日間で生じた分の飛灰について実証試験を行うこと」とあります。 ①運搬については、当該施設から飛灰処理業者まで問題なく運搬できることを確認する。 ②再資源化については、当該施設の飛灰のみを単独で処理することは不可能であり、処理後の成分、収支を追跡することも困難であることから、再資源化施設に当該飛灰を引渡したことを確認する。	①については、ご理解のとおりです。 ②については、飛灰処理事業者で再資源化に問題がないことを確認してください。但し、持ち込み飛灰の単独処理試験は不要です。
32	特定規定試運転	30	13	1		基本契約書(案)事業日程第3条に飛灰の運搬、飛灰の再資源化に係る業務期間は、平成28年3月1日から平成48年3月末までとありますが、「試運転」7項に記載の「実証試験」はこの業務期間開始後に飛灰の運搬及び再資源化事業者に依頼し実証試験を行うとの理解でよろしいでしょうか。	実証試験は、試運転期間内に実施してください。
33	副生成物	30	13	5		副生成物が指定された要件を満たさない理由が、発注者が準備された処理対象物が『要求水準書』に記載されているごみ質の条件と異なっている場合は、発注者の責任で適切に処理・処分されると理解してよろしいでしょうか。	副生成物が指定された要件を満たさない理由が、ごみ質の大幅な変動に起因することを事業者が立証し、市が合意した場合には、発注者が当該処理にかかる費用を負担する場合があります。
34	飛灰の再資源化の実証試験	30	13	7		3日間で生じた分の飛灰について実証試験を行うこととありますが、実証試験の具体的な内容は、受注者と飛灰処理委託契約の受託者との協議によるものと理解してよろしいでしょうか。	発注者、受注者、飛灰処理委託契約の受託者との間での協議によるものとします。
35	試運転	30	13	7		飛灰の運搬及び再資源化について受託者が行う場合には、再委託となりますが、再委託の例外事例を適用させて実施することでお考えでしょうか。	特記第13条第4項に定めがあるとおり、試運転により得られた副生成物については、指定された要件を満足することを確認した上で市の責任において運搬・処理、又は処分を行うことになっているため、再委託になるとは考えておりません。 なお、3日間で生じた分の飛灰の運搬及び再資源化の実証試験は、請負工事の範疇の試運転の一部であることから、廃棄物処理委託には該当しません。このため再委託でもありません。
36	試運転	30	13	7		「飛灰の運搬及び再資源化について3日間で生じた分の飛灰について実証試験を行うこと」とありますが、実証試験内容を教示願います。 また、試運転期間中で飛灰を全量再資源化することは可能でしょうか。	前段については、No.31をご参照ください。 後段については、試運転期間中の副生成物の処理は特記第13条第4項に定めがあるとおりです。 3日分を超える分の飛灰について再資源化を行う場合は、試運転(実証試験)として再資源化を行う必要があることを説明する必要があります。試運転(工事請負の範疇)と称して実質的には廃棄物の処理委託を行うことは認められません。
37	試運転	30	13	7		実証試験の内容について具体的に教示願います。	No.31をご参照ください。

「熊本市新西部環境工場整備及び運営事業」 運営業務委託契約書に関する意見・質問への回答

【運営業務委託契約書】

No	質問事項	対応頁	章	節	条	項	号	意見・質問内容	回答
1	「年度」について	1	1		2		(10)	「年度」について、「4月1日に開始し、翌年の3月31日に終了する1年をいう。」とありますが、平成27年度(初年度)は該当しないものと理解して宜しいでしょうか。	契約初年度の開始は契約が効力を発生したときから開始します。
2	再資源化工場、飛灰処理企業	1、2	1		1	2	(6) (13)	「再資源化工場」と「飛灰処理企業」を分けておられる意図があればご教示願います。	資源化工場は資源化する処理を行う施設、飛灰処理企業は飛灰処理を担当する企業を意味するものです。
3	契約の保証	3	1		3			契約保証は、熊本市議会で本件工事請負契約が締結された時点から必要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	契約の保証	3	1		3	2		準備期間中に付する契約保証については各年度の施設運営費をどのように算出すれば宜しいでしょうか。	平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度及び平成27年度については、平成28年度の施設運営費の総額の100分の10に相当する金額を保証の額とします。
5	契約の保証	3	1		3	2		保証期間を複数年度とすることは可能でしょうか。また、その場合は保証期間中の年度の最も高い施設運営費の100分の10以上を契約保証金の額とする理解で宜しいでしょうか。	第1文については、可能です。その場合の保証の額についてはご理解のとおりです。
6	許認可の取得	5	2	1	10			SPCである受託者は廃掃法上の許認可を取得する必要はありませんでしょうか。	中間処理の処分業の許可を申請する必要はありません。
7	新技術等への対応	6	2	1	18	2		「前項の検討に係る費用は受託者が負担するが、委託者が負担することが合理的と委託者が認める費用については、委託者が負担する。」とありますが、委託者事由によるもの(例えば、委託者の指示による場合等)については、委託者負担と理解しても宜しいでしょうか。	検討作業の内容にもよります。
8	新技術等への対応	6	2	2	18	3		新技術等の導入に係る費用は御市の負担と理解して宜しいでしょうか。	施設運営費の増加を伴うものについては、導入を想定しておりません。
9	試運転時の運転員労務費負担について	7	2	2	19			受託者従業員のうち運転員(構成員である運転会社社員)は、運転教育のために試運転期間中は建設工事請負者(代表企業)にて試運転員として使用するため、労務費については建設工事請負者の負担として計画してよいものと理解いたします。	民間企業間の費用負担については、民間企業間で適宜定めて下さい。
10	試運転	7	2	2	20	1		受託者が参加する試運転に係わる業務とは、動調整以降と考えてよろしいでしょうか。それとも静調整より助成する必要があるのでしょうか。	動調整以降で結構です。
11	運転マニュアル	7	2	2	21	1		【運転マニュアル】とあるが、【運営マニュアル】と同様の意味と考えてよろしいでしょうか。	運転マニュアルと運営マニュアルは異なります。
12	運営マニュアル及び維持管理計画	7	2	3	22	5		本施設、または本件業務の結果が本件性能要件を満たさないときに、「運営マニュアル、維持管理計画及び運転計画に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない」とされており、運営マニュアル、維持管理計画及び運転計画に従っていたことは責任を果たしていたことを推定する重要な事実であると思われ、これらを証明する以上どのような事実を証明すれば、事業者側に責任がないと評価されますでしょうか。	例えば、運営マニュアル等は民間事業者側の責任で定めるものなので、運営マニュアル等が適正に定められており、誤謬・遺漏等がないことを事業者側で明らかにする必要があります。
13	ごみ質	8	2	4	25	1		貴市が確保を努力していただけたごみ質とは、3成分の性状までその確保を努力していただけたと考えてよろしいでしょうか。	三成分の表は参考値であり、市の努力義務は三成分の構成比にまで及びません。
14	参考値	8	2	4	25	1		「ただし、要求水準書1-4-1の記載中、図表1-5の元素組成は参考値とする。」とありますが、この数値を基に計画をしています。参考値ではなく明確な数値として提示いただくようお願いします。	契約書案のとおりとします。
15	処理対象物の受入	8	2	4	25	5		本条本項によれば「受入可能な量を超えた原因が不可抗力・・・に基づくことを明らかにした場合は、・・・第59条第4項により委託者及び受託者が・・・委託者の指示に従い作業等を実施したために生じた費用の増加分を負担する」とありますが、実施方針添付資料3(事業に係るリスク分担案)の「ごみ量・ごみ質」のリスク分担では、災害廃棄物によりごみ量・ごみ質が変動したときのコスト増大リスクは「市」となっています。本件については、本条本項によりリスク分担が決まるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	処理不適物の取扱い	9	2	4	26	3		排除された処理不適物のうち搬入者が特定できたものは、受託者が搬入者に返還し、適切な処理方法を説明するとありますが、この業務については委託者所掌としていただけないでしょうか。	契約書案のとおりとします。
17	委託者の検査・モニタリング	10	2	5	29	2		「抜き打ちによる検査」の場合についても、委託者の負担となると考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
18	計測	10	2	5	30	3		「・・・その詳細は委託者が測定値に応じて、決定できるものとする。」とありますが、「受託者とも協議にて決定するもの」と変更いただけませんか。	契約書案のとおりとします。なお、実際の取扱い上は、市は運営事業者と協議のうえ決定することが想定されています。
19	計測	10	2	5	30	4		「要求水準書記載の計測項目にあげられていないものについては、自らの費用により、計測を実施し・・・」とありますが、で、費用に関しては協議としてください。	契約書案のとおりとします。

No	質問事項	対応頁	章	節	条	項	号	意見・質問内容	回答
20	停止基準値について	11	2	5	32			「停止基準値は別紙5のとおりとする。」とあり、別紙5に停止基準値が示されていますが、濃度については全て乾き基準値と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	猶予期間	11	2	5	32	3		「運転停止時から60日以内に……改善等が行われる見込みがないと合理的に判断される場合を除き」とありますが、60日以内に改善等が行われる見込みがないと合理的に判断された場合は、猶予期間の取扱い及び施設運営費の減額の取扱いはどのようになるのでしょうか、ご教示ください。	質問の場合は、運転停止が重大なものとして、猶予期間が与えられず、直ちに減額等の措置をされることになります。
22	本件性能要件の未達について	11	2	5	33			性能要件の未達が建設請負者の設計や施工の瑕疵に起因する場合は、受託者の補修・改善義務は免除されるものと理解しても宜しいでしょうか。また、第34条の運営費減額についても同様と理解いたします。	性能未達が建設請負者の設計や施工の瑕疵によることを運営事業者が明らかにしたときは、ご理解のとおりです。
23	猶予期間	11	2	5	33	3		「通知から60日以内に……改善等が行われる見込みがないと合理的に判断される場合を除き」とありますが、60日以内に改善等が行われる見込みがないと合理的に判断された場合は、猶予期間の取扱い及び施設運営費の減額の取扱いはどのようになるのでしょうか、ご教示ください。	No.21の質問回答を参照してください。
24	本件性能要件の未達及びその他の債務不履行について	11	2	5	33	4		「…受託者がこの契約に定める義務を履行しないときは、…」とありますが、これは受託者に帰責事由があつて履行しない場合という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	施設運営費の減額	11	2	5	34	1.2		本条の理解として、性能未達が達成されないことが判明した場合には、猶予期間満了時から正常な運転ができるよう回復したことを委託者が確認するまでの期間に対する施設運営費のうちの固定費の10%(施設全体が停止の場合は、固定費の20%)減額、性能未達以外の契約違反の場合には、60日を超えない期間での不履行が是正されるまでの期間に対する固定費の5%減額となることとよろしいでしょうか？	ご質問のとおりです。
26	施設運営費の減額	11	2	5	34	3		第2項による施設運営費の減額分は、損害賠償の予定と解さないとされておりますが、第1項による施設運営費の減額分は、損害賠償の予定であるとの解釈でよろしいでしょうか？	第1項の減額分についても損害賠償の予定を定めたものではないことについては同じです。その趣旨を明らかにするため第3項冒頭の「前項」を「前2項」に訂正します。
27	施設運営費の減額	12	2	5	34	1		「ただし、本件性能要件の未達が不可抗力又は委託者の責めに帰すべき事由によることを受託者が明らかにしたときは、固定費の減額は行わないものとする。」とありますが、本条文の内容では、例えば「受託者の責めに帰すべき事由でないことが明らかであるものの、責任の所在を特定できない場合」は、施設運営費の減額対象となりかねません。従いまして、受託者の責めに帰すべき事由でないことを受託者が明らかにした場合は、施設運営費の減額対象にならないものとして頂けるように、また、少なくとも協議の対象として頂けるよう御配慮をお願いします。(以下、第25条第4項、第36条第4項、第37条の同様の条文を含む)	「受託者の責めに帰すべきでないことが明らかではあるものの、責任の所在を特定できない場合」には、減額は行われません。
28	施設運営費の減額	12	2	5	34	2		施設運営費のうち固定費の5%を減額できるとありますが、減額対象期間は第33条第4項の期間満了時から始まると理解すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	費用負担	12	2	5	37	1		本件性能要件未達により本施設が運転停止の状態に陥った場合、代替施設での処理が必要となりますが、その費用はすべて受注者の負担となっております。本施設が運転停止状態の場合、貴市から受託者への委託費の支払は固定費のみとなることから、代替施設での処理費全てを受託者の負担とするのではなく、第34条(施設運営費の減額)の規定があることも考慮して頂いた上で、代替施設での処理に実際に必要とした費用が、仮に通常通り本施設で同量のごみを処理した場合に貴市が受託者へ支払うべき変動費を上回った場合の超過額を受託者の負担として頂きますよう再考をお願いします。	契約書案のとおりとします。この費用負担はペナルティを含むものとご理解下さい。
30	主灰	13	2	6	38	4		主灰発生量は、第46条の第2項の範囲の逸脱について記載がありますが、これは、ごみの低位発熱量に応じた灰分組成に基づく発生量をご考慮いただくと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	飛灰以外の副生成物の処理	13	2	6	38	2		処理不適物の有価物については、受託者の収入とありますが、貴市への報告・確認等にての事務手続きについてご想定があればご教示下さい。	モニタリングにおける報告事項を想定しています。
32	飛灰以外の副生成物の処理	13	2	6	38	3		実際の主灰の発生量が提案数値を超過した場合に、受託者が負担する最終処分費の算出について、処理対象物の「処分量」と記載ありますが、「処理量(即ちごみ計量機で計量した処理対象物量)」と理解します。	ご理解のとおりです。
33	飛灰以外の副生成物の処理	13	2	6	38	3		最終処分場への運搬費及び最終処分場での処分に要する費用について教示願います。	運搬費は提案によります。処分に要する費用は、発生量超過の事実が生じた時点における直近の本市の一般廃棄物処理原価の該当部分を基礎として市が算定する金額とします。
34	飛灰の運搬及び再資源化	13	2	6	40	5		飛灰引渡基準の未達が生じた場合には、計測及び改善に要する一切の費用は受託者の負担とされておりますが、受託者の責によらないことが明らかとなった場合には、折半、不可抗力、委託者の責めによる場合には、委託者の負担としていただけないでしょうか？	契約書案のとおりとします。

No	質問事項	対応頁	章	節	条	項	号	意見・質問内容	回答
35	飛灰	14	2	6	40	5		飛灰引渡基準とは、飛灰処理企業と運営事業者の協議に基づき決定されるものと解釈してよろしいでしょうか。	民間事業者間で提案に基づき定められるものと理解しています。
36	飛灰の運搬及び再資源化	14	2	6	40	5		「なお、この場合は、計測及び改善に要する一切の費用は受託者が負担するものとする。また、飛灰引渡基準未達の飛灰の処理は、受託者の負担と責任において適正に行うものとする。」とありますが、受託者の責めに帰さない事由(ごみ質の著しい大幅な変化等)に関しては、受託者は免責されるものと理解して宜しいでしょうか。	ごみ質の変動により飛灰引渡基準を満たせず、費用が増加した場合は、当該増加費用分は第46条第1項の費用の増加分に含まれます。
37	飛灰	14	2	6	40	5		「飛灰引渡し基準未達の飛灰の処理は、受託者の負担と責任において適正に行うものとする。」とありますが、この場合は、緊急時の飛灰処理物として、飛灰処理物の受入基準を満たした上で貴市扇田環境センターにて埋立処分していただけるものと解釈してよろしいでしょうか。	飛灰の受入れ基準を満たした上で、扇田環境センターでの埋立処分も可としますが、最終処分の費用、及びペナルティに相当する額を負担いただきます。
38	飛灰の運搬及び再資源化	14	2	6	40	5		本項記載の「飛灰引渡基準」は、具体的に示されていませんが、提案によるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	飛灰の運搬及び再資源化	14	2	6	40	5		飛灰引渡基準未達の飛灰を処理する場合においては、緊急時の飛灰として最終処分場の受入れ基準を満たす処理をすること理解します。	飛灰の受入れ基準を満たした上で、扇田環境センターでの埋立処分も可としますが、最終処分の費用、及びペナルティに相当する額を負担いただきます。
40	飛灰の量及び性状について	14	2	6	40	5		「・・・計測及び改善に要する一切の費用は受託者が負担するものとする。・・・」となっておりますが、これは第37条同様、受託者に帰責事由があった場合は受託者が、委託者に帰責事由があった場合は委託者が負担をし、不可抗力の場合は第59条第4項の規定に基づくという理解で宜しいでしょうか。	ごみ質の変動により飛灰引渡基準を満たせず、費用が増加した場合は当該増加費用分は第46条第1項の費用の増加分に含まれます。
41	飛灰の量及び性状	14	2	6	41	2		飛灰の量の増加の原因の調査費用は、受託者負担とされておりますが、調査の結果、受託者の責によらないことが明らかとなった場合には、折半、不可抗力、委託者の責による場合には委託者の負担としていただけないでしょうか。	契約書案のとおりとします。
42	飛灰の量及び性状	14	2	6	41	2		「飛灰の量の増加の原因を自らの費用で調査し・・・」とありますが、原因と責任が明確になっていないため、費用に関しては協議としてください。	契約書案のとおりとします。
43	飛灰	14	2	6	41	3		新西部環境工場の年間焼却量増加にともない飛灰量が増加した場合の飛灰処分費用は変動費に考慮すると解釈してよろしいでしょうか。また、この場合変動費は年間処理量75,000tをもとに提案する数値と考えますが、年間処理量が増加して変動費も増加する場合は協議に応じていただけるものと解釈してよろしいでしょうか。	第1文については、質問の解釈で結構です。第2文について、処理量の変動による変動費単価の見直しは、第47条の場合を除き、行いません。
44	飛灰の量及び性状	14	2	6	41	3		「ただし、処理対象物のごみ質が本件計画性状から大幅に逸脱したことが原因で、飛灰処理企業が飛灰の全量を再資源化できなくなった場合は、この限りでない。」とありますが、ごみ質の性状だけでなく、ごみ搬入量が本計画から逸脱した場合のリスク(大幅な処理飛灰の増加に伴う全量再資源化不可等)に関しては、受託者は免責されるものと理解して宜しいでしょうか。	飛灰処理費用は、ごみ搬入量に応じて算出することになっております。詳細は飛灰処理委託契約書の別紙2をご参照ください。
45	飛灰の量及び性状	14	2	6	41	3		「ただし、処理対象物のごみ質が本件計画性状から大幅に逸脱したことが原因で、飛灰処理企業が飛灰の全量を再資源化できなくなった場合は、この限りではない。」とありますが、ごみ質は受託者がコントロールできるものではなく、且つ「 <b>大幅な逸脱</b> 」の範囲を特定できないことから、そのリスクを予め受託者で想定することは困難です。従いまして、第38条第4項と同様に、「飛灰処理企業が飛灰の全量を再資源化できなくなった原因が、搬入された処理対象物の性状が第46条第2項の本件計画性状の範囲を逸脱するものであると認められるときは、この限りではない。」として頂きますよう再考をお願いします。	契約書案に示すとおりとします。
46	飛灰の処理不能に関して	14	2	6	42	2		「受託者は、前項の報告を行ったときは、自己の費用で、・・・」とありますが、これは第37条同様、受託者に帰責事由があった場合は受託者が、委託者に帰責事由があった場合は委託者が負担をし、不可抗力の場合は第59条第4項の規定に基づくという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、処理対象物の性状が原因の場合は、増加費用等は第46条第1項の費用の増加分に含まれることとなります。
47	飛灰の処理不能	14	2	6	42	2		「受託者は、前項の報告を行ったとき・・・」とありますが、原因と責任が明確になっていないため、費用に関しては協議としてください。	46番の質問回答を参照して下さい。
48	飛灰の処理不能	14	2	6	42	2、3		自己の費用とありますが、調査の結果、受託者の責によらないことが明らかとなった場合には、折半、不可抗力、委託者の責による場合には、委託者負担としていただけないでしょうか。	46番の質問回答を参照して下さい。
49	飛灰の処理不能	14	2	6	42	3		「委託者がその最終処分場での処分を指示した場合は、受託者は、自己の費用で最終処分場の受入基準を満たすよう、飛灰を処理しなければならない。」とありますが、同条第4項と同様、「要求水準書及び技術提案書に従った飛灰の処理ができないことが受託者の責めに帰すべき事由によるとき」のみ該当するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、処理対象物の性状が原因の場合は、増加費用等は第46条第1項の費用の増加分に含まれることとなります。
50	飛灰の処理不能	14	2	6	42	3		「受託者は、自己の費用で最終処分場の受け入れ基準を満たすよう、飛灰を処理しなければならない。」とありますが、原因と責任が明確になっていないため、費用に関しては協議としてください。	46番の質問回答を参照して下さい。
51	飛灰の処理不能	14	2	6	42	3		飛灰処理が不可能となった際には、委任者が指示する最終処分場での処理とありますが、その想定すべき場所と処理費用についてご教示下さい。また別紙6との関連についてもご教示下さい。	最終処分場は、市の扇田環境センターを想定しています。費用等はNo33を参照下さい。
52	飛灰の最終処分場への搬入	14	2	6	42	4		委託者が飛灰を最終処分場に搬入した場合、それにかかる実費と違約金の賠償となっておりますが、受託者の負担が大き過ぎるのではないのでしょうか。負担の考え方について見直しいただけることをお願いします。	契約書案に示すとおりとします。

No	質問事項	対応頁	章	節	条	項	号	意見・質問内容	回答
53	発電設備の運転	15	2	7	43	2		本項での規定については、第60条による「法令変更」の適用をうけるものと解釈してよろしいでしょうか。	そのような解釈で結構です。
54	特定供給先への電力供給の費用について	15	2	7	43	3		「特定供給先への電力供給の費用は受託者が負担する。」とありますが、特定供給先への電力供給の費用とは、特定供給先へ電力を供給するための設備費用および運転費用であり、特定供給先が電気事業者に支払う電力基本料金、従量料金は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	受託者が特定供給を提案どおりに実施できている場合はご理解のとおりです。ただし、特定供給が提案どおり実施できず、市に追加の基本料金や、従量料金が発生した場合には、受託者が当該料金を負担します。
55	発電設備の運転	15	2	7	43	6		「受託者の責めに帰することのできない事由」には、第25条第1項の計画ごみ質の範囲内のごみ質が確保されなかった場合も含むものと考えてよろしいでしょうか？	お考えのとおりです。
56	余熱の取り扱い	16	2	7	44	2		要求水準書に規定された熱量とありますが、添付資料1の特定供給先の負荷パターン(園芸ハウスの負荷パターン、余熱利用施設負荷パターン)と解釈してよろしいでしょうか。	ご質問文中では「添付資料1」となっていますが「添付資料2」の錯誤と思われるので、「添付資料2」と読み替えてお答えします。契約上の供給条件は要求水準書の「図表1-3」に示された供給熱量となります。ただし、4GJ/hは年間の時間平均値であり、ピークについては、負荷パターンに示すように4GJ/hを超過する場合があります。このピーク時も不足なく熱を供給する必要があります。
57	地域経済への貢献	16	2	8	45	3		20年間の運営事業期間中に技術提案書に記載の予定企業側が不足の事態が生じることも想定されます。新しく地元企業を探す努力は行いますが、不足の事態が生じた場合は、協議により減額の免除をお願いいたします。	契約書案に示すとおりとします。
58	地域経済への貢献	16	2	8	45	3		地域経済への貢献の遵守についての確認は提案書に記載した内容に従って毎年実施するのでしょうか。その場合、違約金の額は当該年度の固定費の5パーセント相当額との理解で宜しいでしょうか。	ご指摘の状況を踏まえ、添付資料2の方針とします。
59	ごみ質	16	2	9	46	1		第46条「1年度の…5%に相当する額…請求できるものとする。」とありますが、受託者は、ごみ質性状においてもある程度の範囲のリスクを負っているにもかかわらず、更に年間施設運営費5%の設定は、受託者に過剰なリスクになるものと思料いたします。ついては、「別紙2(4)」に記載されるアローワンス(±3%)と同一基準として頂けないでしょうか。	契約書案に示すとおりとします。
60	ごみ質	16	2	9	46	1		施設運営費の5%を超えない場合は精算の請求ができませんと読み取れますが、受託者の負担が大き過ぎるのではないのでしょうか。5%の数値については見直しいただけることをお願いします。	契約書案に示すとおりとします。
61	ごみ質	17	2	9	46	3	(2)	当該想定した発電量に基づき売電し得た電力の売電金額とは、技術提案書等で提示した売電金額を示しているとの理解で宜しいでしょうか。	売電量についてはお考えのとおりで、売電単価は第4項に示すとおりです。
62	ごみ量又はごみ質の変動により基準値を遵守できない場合	17	2	9	47	2		「委託者は、当該改造に係る工事を第三者に発注できるものとし」とありますが、受託者は、本件性能要件を満たすよう適正に本件業務を行う義務があることから、当該改造を第三者に発注しなければならない合理的な事由がない限りは、本件業務を実施する受託者が当該改造を行うものと考えてよろしいでしょうか。	受託者への発注が随意契約の要件を満たすときは、お考えのとおりです。
63	ごみ量	17	2	9	47			年間処理量の変動により変動費(処理対象物あたりの費用)は増減すると考えられます。貴市との契約は年間処理量75,000tを前提とした契約を行うとの解釈でよろしいでしょうか。また条文には「大幅に逸脱した場合(中略)協議を求めることができる。」とありますが、適切にリスク対応するため、ここでいう「大幅に逸脱」する内容を具体的にご教示下さい(年間処理量が±〇%以上変動した場合など)。	前段については、鑑に記載する契約金額は契約処理量に基づく金額を記載することになります。後段については、ごみ量変動に伴う費用の変動に関する算定式、及び事業計画書を提案いただきますので、両提案内容を勘案のうえ、SPCの経営に対する影響が大きく、安定した事業運営が損なわれると市が判断した場合を、大幅な逸脱とします。詳細は、事業者からの申し出に応じて、協議します。
64	基準値の遵守	17	2	9	47			処理対象物のごみ質が本件計画性状から逸脱した場合に、ごみ質が計画性状の範囲内となるまでの期間、本件性能要件の未達成につき、受託者を免責する一般的な規定を追加して設けていただけませんか？	契約書案に示すとおりとします。
65	基準値の遵守	17	2	9	47	1		「大幅に逸脱した」場合の「大幅に」の定義について御教示願います。	運営業務委託契約第46条を参照ください。
欠番									
67	契約期間満了時	18	2	12	50	2	(1)	資料の開示にあたり「受託者以外の第三者」は、第三者への漏洩や目的外利用を禁止する秘密保持義務を負うようにしていただけないでしょうか？	受託者の競争上の地位には配慮します。
68	契約期間終了時の取り扱い	18	2	12	50	2	(1)	委託者が所有する資料には、「成果物」が含まれるものと考えますが、「成果物」とは、受託者が委託者に提出した書類、図面、写真、映像等であり、これらには受託者のノウハウが含まれることから、開示にあたっては、事前に受託者と協議・合意の上開示して頂きますようお願いいたします。	受託者の競争上の地位には配慮します。
69	契約期間終了時の明け渡し条件	19	2	12	51	1		「引き続き5年間は本件性能要件を満たしながら運転できる状態にて、委託者に明け渡す。」とありますが、受託者以外の第三者が運営する場合には、適正な運転・維持管理が行われることが前提と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
70	契約期間終了時の明け渡し条件	19	2	12	51	1		適切な点検・補修工事を実施することで、契約期間満了後の5年間も性能要件を満たし運転が出来ることをご理解ください。	ご意見として承ります。
71	契約期間終了時の明け渡し条件	19	1	12	51	1		引き続き5年間の性能要件満足については、その間には受託者では管理出来ない未達リスクが潜在することから、条件等のご明示をお願いします。また性能要件の満足したかどうかの確認方法をご教示下さい。	性能要件に達しているか否かの確認方法は契約書案及び要求水準書に示すとおりです。
72	契約期間終了時の明け渡し条件について	19	2	12	51	1, 3, 4		契約終了後も5年間は本件性能要件を満たせる状態での明け渡しが要求されておりますが、契約終了1年が経過した後の責任に関しては、どのような理解にすれば宜しいでしょうか。	契約上の責任はありません。
73	契約期間終了時の明け渡し条件	19	2	12	51	4		「受託者は、この契約後1年間は解散してはならない」とありますが、各業務の対応が可能な場合運営事業者の本社は代表企業内に移転させていただくことは可能でしょうか。	可能です。



No	質問事項	対応頁	章	節	条	項	号	意見・質問内容	回答
74	契約期間終了時の明け渡し条件について	19	2	12	51	4		「前項の対応を行う義務を委託者が認める者に引き受けさせたときはこの限りではない」とありますが、維持管理を行う業者に前項の対応を行う義務を引き受けさせた場合、受託者は契約後解散してもよろしいでしょうか。	質問の「維持管理を行う業者」が市の認める者に該当するときは、受託者は解散することができます。
75	要求水準書等の変更	20	2	14	53			要求水準書等の変更が「必要があると認めるとき」とは合理的な理由がある場合と理解いたします。	ご理解のとおりですが、合理的な理由があるか否かの判断は市が行います。
76	施設運営費の支払	21	2	14	55	2		市殿への月報の通知期日の記載がありませんが、想定されている期日があれば、ご提示をお願いします。例)「当該翌月7営業日まで」等	当該翌月5営業日までを想定しています。
77	法令変更等	22	3		60	1	(1)	「命令(告示を含む。)」とありますが、「命令」には「通達」も含まれるものと考えて宜しいでしょうか。	通達は、その内容によりますが、第2号に含まれることが多いと考えられます。
78	不可抗力発生時の対応	22	3		59	4		不可抗力発生に係る年度の施設運営費の総額の100分の1に相当する金額が受託者の負担と理解いたします。	受託者の負担は第59条第4項に規定するとおりです。
79	不可抗力発生時の対応について	22	3		59	4		下から2行目、「・・・100分の1に相当する金額又は事業者の負担とし、・・・」となっておりますが、これは「・・・100分の1に相当する金額は事業者の負担とし、・・・」の誤記との理解で宜しいでしょうか。	「又は」は「は」の誤植ですので、訂正いたします。
80	法令変更等	23	3		61			再生可能エネルギー方等による法令変更により売電単価が増減した場合の処理委託費用は精算を行うと理解してよろしいでしょうか。	再生可能エネルギー法については、法令が施行された際に、契約書の法令変更に関する条項に基づき委託費の調整を行います。
81	費用負担	23	3		61	(ロ)		「本事業のみならず広く一般に適用される関係法令の許可の変更等によるもの」の費用負担所掌が受託者となっておりますが、法令変更などに伴う重機等の仕様変更、分析等の項目追加、測定機器の追加等については、本条(イ)に該当するものと理解してよろしいでしょうか。	質問にある法令変更は(ロ)に該当します。
82	費用負担	23	3		61	(ロ)		本事業のみならず広く一般に適用される関係法令許可の変更等によるものについては、委託者、及び受託者のどちらの所掌範囲でもないことから、委託者及び受託者の折半にさせていただけないでしょうか。	契約書案に示すとおりとします。
83	税制度変更に伴うリスク所掌	23	3		61	(二)		「(ハ)以外の税制度の変更、新税設立に係るもの」とありますが、消費税の変更については、貴市所掌と理解して宜しいでしょうか。	市が支払う施設運営費にかかる消費税については、お考えのとおりです。
84	一般的損害	23	4		63			「ただし、その損害(要求水準書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。」とありますが、本条文の内容では、例えば「受託者の責めに帰すべき事由でないことが明らかであるもの、責任の所在を特定できない場合」は、その損害は受託者の負担となりかねません。従いまして、受託者の責めに帰すべき事由でないことを受託者が明らかにした場合は、受託者の負担にならないものとして頂けるように、また、少なくとも協議の対象として頂けるよう御配慮をお願いします。	契約書案に示すとおりとします。
85	一般的損害	23	4		63			委託者及び受託者いずれの責にもよらない事由により生じた損害については、委託者、及び受託者の双方の負担としていただけないでしょうか。	契約書案に示すとおりとします。
86	損害の負担について	23	4		63			契約の履行について一方の当事者に生じた損害については、他方の当事者に帰責事由がある場合は当該他方の当事者が負担するほか、不可抗力・法令変更の規定に従い負担者が整理されるものという理解でよろしいでしょうか。	市と民間事業者間のリスク分担は、契約書案に示すとおりです。
87	第三者に及ぼした損害	23	4		64	2		委託者及び受託者いずれの責にもよらない事由により生じた損害については、委託者、及び受託者の双方の負担としていただけないでしょうか。	契約書案に示すとおりとします。
88	第三者に及ぼした損害	24	4		64	3		本件業務を行うにつき通常させることができない騒音、振動等の損害は、受託者が善管注意義務を果たしていないときに、受託者が負担するとなっておりますが、実施方針別添資料3のリスク分担の「環境保全」では、騒音、振動等の周辺環境の悪化リスクを民間事業者としています。周辺環境の悪化に起因する第三者損害については、あくまでも民間事業者が公害防止基準値を遵守できていない時に負担すると理解してよろしいでしょうか。	本件業務の実施とは無関係に発生した周辺環境の悪化については、民間事業者は責任を負担しません。なお、公害防止基準を遵守したことのみをもって民間事業者の第三者損害についての負担が生じないわけではありません。環境アセスを遵守していることが必要です。
89	委託者の解除権 受託者の解除権	24 26	5 5		66 68			委託者の解除権及び受託者の解除権につきまして、不可抗力及び法令変更に伴う解除権の記載がありませんが、不可抗力及び法令変更によるリスクにより、委託者及び受託者双方にとって事業継続が著しく困難になる場合も考えられます。その際、協議をもって本契約を解除できるものとしていただけないでしょうか。つきましては、委託者および受託者の解除権に関しまして以下条文を追加いただけないでしょうか。「委託者又は受託者は、不可抗力の発生または法令変更により、本業務の遂行が著しく困難であるかまたは過大な費用が生じると認められる場合に、委託者及び受託者による協議の上で、本契約を解除できるものとする。」	契約を解除しなければならない程の法令変更や不可抗力が生じることは想定しておりませんが、万が一、法令変更や不可抗力により契約の履行ができなくなり、契約の目的を達成することができなくなったときは、目的不到達により契約が終了することになります。
90	必要な場合の解除	26	5		67	1		「必要がある場合」の定義について御教示願います。	「市が必要と認める場合」と定義いたします。
91	委託者の解除権	26	5		66	2		本項で規定する違約金は、第3条の規定による契約保証金又は担保によって充当することができるものと理解で宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。なお充当するかしないかは市が決定します。
92	著作権の譲渡等	26	6		69			「当該著作物に係る受託者の著作権を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。」とありますが、他所で使われている著作物もあり、著作権を譲渡すると他所では使用できなくなる恐れがあります。「受託者の著作権の使用の権利を譲渡するものとする」に変更願いませんか。	契約書案のとおりとします。
93	著作権等の譲渡等	26	6		69	1		著作権の無償譲渡ではなく、委託者による無償使用を認める規定に変更いただけないでしょうか。	契約書案のとおりとします。
94	著作権等の譲渡等	26	6		69	2		成果物の内容の公表につき、受託者の承諾を必要とするよう変更いただけないでしょうか。	契約書案のとおりとします。

No	質問事項	対応頁	章	節	条	項	号	意見・質問内容	回答
95	著作権の譲渡等	26	6		69	2		成果物には、運営事業者側の技術等のノウハウの根幹に関わる内容が含まれることが想定されますので、公表については事前に運営事業者側の了解を得た上で処置を講じていただきたいと思います。	契約書案のとおりとします。
96	成果物の公表	26	6		69	2		受託者が提出する成果物には、公表されることにより、民間事業者の競争上の地位を著しく脅かす恐れがある情報を含んでおります。従いまして、成果物の内容の公表をお考えの際には、予め受託者と協議頂けるよう再考をお願い致します。	契約書案のとおりとします。
97	著作権の譲渡等	26	6		69	2		成果物には企業のノウハウが含まれる場合があるため、公表される場合には、受託者の事前の承諾、若しくは確認を得ていただくことをお願いします。	契約書案のとおりとします。
98	成果物の公表について	26	6		69	2		成果物の内容を委託者が受託者の承諾なしに自由に公表できる旨の規定ですが、その内容が受託者の秘密情報を含む場合は、第72条の規定に従い、公表が制限されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	著作権等の譲渡等	27	5		69	5		当該成果物の使用、または複製については、委託者の承諾は不要と変更していただけないでしょうか？	契約書案のとおりとします。
100	著作権等の譲渡等	27	6		69	4		著作物の内容の改変につき、協議によるものと変更いただけないでしょうか？	契約書案のとおりとします。
101	相殺	27	7		70			委託者の相殺権を認めるのみならず、受託者の相殺権も認める規定に変更いただけないでしょうか？	契約書案のとおりとします。
102	秘密保持義務	27	7		72			運営事業者側の技術等のノウハウの根幹に関わる内容が含まれることが想定されますので、開示については事前に運営事業者側の了解を得た上で処置を講じていただきたいと思います。	契約書案のとおりとします。
103	秘密保持	27	7		72	1		秘密保持義務に該当する内容には、入札書類の技術提案書、非価格要素提案書も含まれると解釈してよろしいでしょうか。	第72条は、契約締結後に提供・受領された秘密情報を対象としていますので、技術提案書、非価格要素提案書は本条の対象に含まれません。技術提案書、非価格要素提案書の公開等は入札説明書の規定するところによります。
104	秘密保持義務	28	7		72	3	(5)	「受託者以外の第三者」に対して、委託者が負う秘密保持義務と同等以上の秘密保持義務を負うよう、委託者・「受託者以外の第三者」との間で秘密保持契約書を締結するよう規定を追加していただけないでしょうか？	市の業務委託契約約款には、守秘義務の条項が含まれます。
105	秘密保持義務	28	7		72	3	(5)	「不特定の者」に対しては、(開示内容について)協議いただけるものと理解して宜しいでしょうか。	契約書案のとおりとします。
106	保険	29	7		74			市殿においても共済組合に加入されると思われませんが、その場合、火災保険が重複する可能性があり、保険の支払も按分される可能性があります。市殿が加入を予定されている共済保険条件(保険対象額、被保険者名、免責額、免責項目)をご教示願います。	要求水準書に関する意見・質問への回答No.430をご参照ください。事業者の運転に帰する火災等の場合は保険が出ないため、事業者側で市の保険を考慮しないで加入してください。
107	保険	29	7		74			「火災保険」と保険種目の記載がありますが、これはあくまで例示であり、運営受託業者運営業務遂行に必要な保険を付保すればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	遅延利息	30	7		75			政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率とは何%でしょうか。	現在3.1%です。
109	固定費の消費税について	32	別紙1			2	(1)	固定費に消費税に関する記載がありませんが、税込みの金額と理解いたします。	ご理解のとおりです。
110	施設運営費の見直し(第56条関係)	33	別紙2					見直し指標が「国内企業物価指数総平均の確報値」となっていますが、実勢価格が価格指標の上下動と合わず、事業者側にとって過度な負担となることが懸念されます。実態と合った複数の適切な指標に変更お願いできないでしょうか。	原則、原案のとおりとします。ただし、非価格要素提案の評価の視点「SPCの経営の安定化」において、提案を行い、その妥当性について、市が契約協議時に合意した場合には、指標の変更を認める場合があります。
111	別紙2 施設運営費の見直し(第56条関係)	33	別紙2			1		施設運営費の見直し時には、主要な費用項目毎の指標の採用をお願いします。 例) 人件費 … 毎月勤労統計調査の年平均賃金指数 灯油代 … 建設物価指数の灯油料金	原則、原案のとおりとします。ただし、非価格要素提案の評価の視点「SPCの経営の安定化」において、提案を行い、その妥当性について、市が契約協議時に合意した場合には、指標の変更を認める場合があります。
112	見直し	33	別紙2					別紙2の(3)に例外的な見直し方法が示されていますが、周知の通り、原油・鋼材・原材料はすでに消費者物価指数と乖離した変動傾向を示しております。これらすでに顕在化した費用項目については、現段階で別途見直しに係るインデックスを選定下さいますようお願いいたします。	原則、原案のとおりとします。ただし、非価格要素提案の評価の視点「SPCの経営の安定化」において、提案を行い、その妥当性について、市が契約協議時に合意した場合には、指標の変更を認める場合があります。
113	処理手数料も手続きフロー	37	別紙6			7	(1)	「即納業者分」とは、「一般持込者」も含むと理解して宜しいでしょうか。	最新の運営業務委託契約書を御確認ください。
114	見学者への対応							『要求水準書』6-4 運営管理業務の性能要件にある⑧及び⑨については、本契約書の業務範囲として明確になっていないと思われませんが、どのように対応を考えればよいでしょうか。	本性能要件を遵守することを前提に、業務の履行方法をご提案ください。

「熊本市新西部環境工場整備及び運営事業」 飛灰処理委託契約書に関する意見・質問への回答

【飛灰処理委託契約書】

No	質問事項	対応頁	章	条	意見・質問内容	回答
1	契約保証	3	1	3	契約保証は、熊本市議会で本件工事請負契約が締結された時点から必要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	保険	14	7	36	「火災保険」と記載がありますが、これはあくまで例示であり、飛灰処理受託者が飛灰処理に必要な保険を付保したうえで保険証券等提示、写しを提出すればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	別紙1	16			別紙1にある表題及び欄内に「処理方法」又は「再資源化(再生)の方法」と記載されていますが、『要求水準書』P4 に山元還元と指定されています。山元還元以外の再資源化方法の提案も可能と理解してよいでしょうか。	山元還元による再資源化を提案ください。

「熊本市新西部環境工場整備及び運営事業」 運搬業務委託契約書に関する意見・質問への回答

【運搬業務委託契約書】

No	質問事項	対応頁	章	節	条	項	意見・質問内容	回答
1	契約保証	3	1		3		契約保証は、熊本市議会で本件工事請負契約が締結された時点から必要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	契約の保証	3	1		3	1	「ただし、」の直後の「第5号」は「第4号」の間違いとの理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。「第5号」は「第4号」の誤記ですので、訂正します。
3	運搬先その他の事項	4	2	1	4	別紙1	運搬量については、『要求水準書』で提示されているごみ質及び年間処理量(75,000トン)から算出される最大量を記載することでよいでしょうか。それとも、基準ごみ質時に発生する量とした方がよいでしょうか。	構成企業内で協議のうえ、ご提案ください。
4	運搬先その他の事項	4	2	1	4	別紙1	運搬方法については、搬出車両の形式が複数ある場合、想定される車両形式を全て記載する方がよいでしょうか。または、後日、追加することは可能でしょうか。	実際に使用される車両形式を記載します。市の承諾を得て後日追加することは可能です。
5	運搬計画	6	2	2	15	3	「但し、運搬経路の変更に伴う運搬費用の増加は受託者が負担する。」とありますが、受託者の責めに帰さない場合は(例えば、予め計画されていた、通行道路の工事等により運搬ルートの変更が余儀なくされる場合等)、受託者は免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	そもそもルートの変更は事業者側の責任で行うものなので、市はルート変更による増加費用は負担しません。
6	運搬業務委託費の改定	9	2	4	24	1	委託費用の見直しは5年毎とありますが、物価等の急激な上昇により運搬業務委託費用が増加する場合は、変動費について5年毎の見直しとは別に協議していただけるものと解釈してよろしいでしょうか。	契約書案に示すとおりとします。
7	保険	14	7		36		「火災保険」と記載がありますが、これはあくまで例示であり、飛灰運送受託者が飛灰運送に必要な保険を付保したうえで保険証券等提示、写しを提出すればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。